

公益信託経団連自然保護基金 2022年度助成プロジェクト募集要項

項目	内容	備考	
1. 助成対象活動	1-1. 開発途上地域の自然保護活動	以下の4条件を全て満たす活動 <ul style="list-style-type: none"> ■主としてアジア太平洋地域の開発途上国・地域において、自然保護を目的として実施される事業であること。とくに、生物多様性の保全を目的とした事業を優先する。 ■事業対象地の行政機関、関係国際機関、非政府組織及び地域住民などからも応分の協力が得られること。 ■その成果が特定の団体や個人の利益に資するものではないこと。 ■事業が科学的知見を持つ専門家により実施されるか、または事業の実施にあたり科学的知見を持つ専門家からの助言・協力が得られること。 	左記自然保護を目的とする活動に係る「人材育成・環境教育に資する活動」を含む
	1-2. 日本国内の野生動植物の保護繁殖活動	(1)以下の3条件を全て満たす活動 <ul style="list-style-type: none"> ■右記のいずれかに該当すること。 ■その成果が特定の団体や個人の利益に資するものではないこと。 ■事業が科学的知見をもつ専門家により実施されるか、または事業の実施にあたり科学的知見を持つ専門家からの助言・協力が得られること。 (2)なお、自然災害の被災地域における生物資源の再生に資する事業は、野生動植物の保護繁殖活動として、助成対象とします。	以下のいずれかに該当する事業 ①野生動植物の保護繁殖を図るための施設等の整備事業 ②野生動植物の生息・生育環境の改善に関する事業 ③野生動植物の保護繁殖思想・保護繁殖技術の普及啓発等 ④野生動植物の生息・生育等に関する調査、保護繁殖手法等の研究 それぞれに係る「人材育成・環境教育に資する活動」を含む
	1-3. 日本国内の自然保護活動	(1)以下の4条件を全て満たす活動 <ul style="list-style-type: none"> ■右記の地域に係る自然保護を目的として実施される事業であること。とくに生物多様性の保全を目的とした事業を優先する。 ■事業対象地の行政機関、関係公的機関、他の公益団体・非政府組織及び地域住民などからも応分の協力が得られること。 ■その成果が特定の団体や個人の利益に資するものではないこと。 ■事業が科学的知見をもつ専門家により実施されるか、または事業の実施にあたり科学的知見を持つ専門家からの助言・協力が得られること。 (2)なお、自然災害の被災地域における自然環境の再生に資する事業は、生物多様性の保全の基礎となる活動として、助成対象とします。	以下の法律に基づき指定された地域 ①自然環境保全法 ②自然公園法 ③古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法 ④首都圏近郊緑地保全法 ⑤近畿圏の保全区域の整備に関する法律 ⑥明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法 ⑦都市計画法（風致地区に限る） ⑧都市緑地保全法 それぞれに係る「人材育成・環境教育に資する活動」を含む
2. 応募資格	2-1. 開発途上地域の自然保護活動	以下の3条件を全て満たす団体 <ul style="list-style-type: none"> ■助成対象事業の実施状況および予算・決算などの財政状況について、当基金の求めに応じて適正な報告のできる団体 ■法人格を有する団体、又は、これと同程度に社会的な信頼を得ている任意団体 ■3年以上の自然保護活動の実績がある団体 	下記を提出のこと ・過去3年間の決算報告書。会計監査等を含む ・法人格を有する団体は、そのことを証明する正式書類
	2-2. 日本国内の野生動植物の保護繁殖活動	以下の3条件を全て満たす団体 <ul style="list-style-type: none"> ■助成対象事業の実施状況および予算・決算などの財政状況について、当基金の求めに応じて適正な報告のできる団体 ■法人格を有する団体、又は、これと同程度に社会的な信頼を得ている任意団体 ■当該業務について右記に該当し、野生動植物の保護繁殖を主たる目的とする団体 	①国又は地方公共団体の委託を受けている特定公益増進法人 ②その構成員に国若しくは地方公共団体又は上記①に該当する法人が含まれているもの ③国又は地方公共団体が出資をしているもの ④上記②又は③に類するものとして環境大臣が認めたもの 下記を提出のこと ・過去3年間の決算報告書。会計監査等を含む ・法人格を有する団体は、そのことを証明する正式書類
	2-3. 日本国内の自然保護活動	以下の3条件を全て満たす団体 <ul style="list-style-type: none"> ■助成対象事業の実施状況および予算・決算などの財政状況について、当基金の求めに応じて適正な報告のできる団体 ■法人格を有する団体、又は、これと同程度に社会的な信頼を得ている任意団体 ■3年以上の自然保護活動の実績がある団体 	下記を提出のこと ・過去3年間の決算報告書。会計監査等を含む ・法人格を有する団体は、そのことを証明する正式書類
3. 助成期間		(1)助成期間は、 2022年4月1日(金)から2023年3月31日(金)までの1年間とします。 複 数年にわたる助成を希望する場合は、翌年度以降の活動助成についてあらかじめ申請が必要です。なお、翌年度に継続申請する場合は、当年度の「中間報告書」が期日までに提出されていることが条件となり、活動実績の評価に基づき、継続支援を決定します。 (2)同一活動に対する助成は、原則として3年間で限度とします。(連続4年以上の助成は行いません。)	

公益信託経団連自然保護基金 2022年度助成プロジェクト募集要項

項目	内容	備考	
4. 助成金	4-1. 標準金額	標準金額の定めはありません。申請活動の内容・収支計画を考慮して助成金額を決定します。	最低額、最高額、平均額は別紙『年間スケジュール及び助成実績』参照
	4-2. 助成対象となる費用	(1) 資材・物品の購入や貸借、用地・建物の購入や設置、又はこれらの修繕に係る経費 (2) 人件費(当該プロジェクトに直接係る非常勤職員の労務費、専門家への謝金等) (3) 旅費・交通費・宿泊費(現地事務所の光熱費・食費等) (4) 通信費・印刷費(資料の翻訳・出版に係る経費)	
	4-3. 助成対象とならない費用	(1) 人件費(常勤職員の労務費) (2) 業務委託費(助成対象活動の全部の第三者への委託)	
5. 選考方法	専門知識又は学識経験を有する者による採点結果に基づき、運営委員会で主として以下の基準により総合評価を行い選考します。 (1) 意義 ■現状の問題認識に鑑み、適切かつ効果的な活動内容であること。 (2) 効果 ■実効性のある事業計画であること。 ■事業遂行上、適切な収支予算が計上されていること。 (3) 信頼性 ■申請団体が、当該活動の遂行のために十分な経験・能力を有していると考えられること。	現地政府、国際的な団体、有力専門家(順番)、日本の自然人・法人、現地の日系企業からの推薦状がある場合は、選考においてプラスに評価します。	
6. 応募方法	6-1. スケジュール	応募から助成実施後のスケジュールについては、『年間スケジュール及び助成実績』をご参照下さい。	プロジェクトが複数年度に跨る場合、他年度についても記載
	6-2. 応募期間	以下の期間において、基金管理システムでのWEB申請が可能です。 ◆ 2021年10月1日(金)09:00~12月1日(水)17:00(日本標準時登録完了分有効) ◆ * WEB申請システムの正式名称: 経団連自然保護基金管理システム(以降、基金管理システムと略します) 尚、締め切り時刻が過ぎますと、申請書登録ボタンが自動的に無効となりますので予めご了承ください。 * システム上での登録に、時間を要する例が報告されています。時間に余裕を持って申請ください。	・詳細は、当HP内の『経団連自然保護基金管理システム利用者マニュアル』(以下「利用者マニュアル」)をよくご覧下さい。 ・申請書提出ボタンを押し、システムへの登録が完了すると、自動返信で申請書登録の通知メールが(申請書に登録した担当者宛に)送信されます。本項以降、期間は全て日本標準時で示しています。
	6-3. 申請書類	応募時および助成実施後に必要となる書類については、『申請・報告書類』をご参照下さい。 各書類は、WEB上で入力、またはファイルのアップロードにて提出して頂きます。	
	6-4. 申請手続	申請手続の詳細は、別紙『申請手続詳細』および『利用者マニュアル』をご覧ください。 * 基金管理システムは2021年10月1日(金)09:00より利用が可能となります	ユーザー登録は2021年10月1日(金)09:00より開始します

公益信託経団連自然保護基金 2022年度助成プロジェクト募集要項

項目	内容	備考
7. 助成決定	<p>運営委員会(2022年3月中旬開催予定)での審査・選考を経て、選考結果が確定されます。 2022年4月1日(金)9:00以降、各申請者は、基金管理システムの”進捗確認”メニューより選考結果を各自で確認してください。</p>	『利用者マニュアル』をご確認ください
7-1. 決定通知	<p>(1)助成決定金額が申請金額と異なる場合は、申請の際の事業計画および収支予算を決定金額に応じて見直し、 2022年5月31日(火)17:00(時間厳守のこと)までに、基金管理システムに入力の上、提出して下さい。 なお、修正にあたっては、システム上の所定の書式を使用すること。また、当初計画の基本的な部分を変更することは認められません。 ■修正収支計画(助成決定額が申請額と同じ場合も、システム上の更新作業は必要) ■助成金振込口座届(必須 必要事項入力後印刷し、代表者の捺印 pdf化して添付。原則申請団体名義の口座に限る。) ■誓約書(記載内容に異議のない旨確認し、代表者署名の上、PDF化して添付。) (2)助成決定後に、当初計画および予算等に重大な変更が生じた場合は、速やかに受託者(三井住友信託銀行)宛に連絡し承認を得て下さい。なお、連絡を怠ったときや受託者の承認が得られないときは、助成金の一部又は全部の返還を求め場合があります。</p>	『利用者マニュアル』をご確認ください 助成決定金額が申請金額と同額だった場合でも基金管理システム上更新作業は必ず行って下さい。 誓約書は経団連自然保護基金HP(支援プロジェクト募集); https://www.keidanren.net/kncf/fund/project/ からファイルをダウンロードして下さい。 誓約書の提出がない場合は助成金の交付はできません。
7-2. 修正計画	<p>(1)前期助成金 「修正計画書」、「助成金振込口座届」の提出が完了した日(受領日)が4月末以前の場合は5月末迄、また同受領日が5月中の場合は6月末迄に助成決定金額の50%をご指定の銀行口座へ原則振込むものとします。 (2)後期助成金 「中間報告書」のご提出を頂いた後、残りの50%を11月末迄にご指定の銀行口座へ原則振込むものとします。</p>	
7-3. 助成金の振込		

公益信託経団連自然保護基金 2022年度助成プロジェクト募集要項

項 目	内 容	備 考
8. 報告義務		
8-1. スケジュール	助成実施後のスケジュールについては、『年間スケジュール及び助成実績』をご参照下さい。	
8-2. 中間報告	助成を受けた団体は、 2022年10月31日(月)17:00(時間厳守のこと)までに「中間報告書」(任意様式のサマリー、及び詳細)を提出して下さい。 なお、「中間報告書」には必ず以下の項目を記載して下さい。 ■報告書サマリー(事業報告と収支報告(必須)) ■事業報告(4月1日～9月30日までの活動実績(必須)) ■収支報告(4月1日～9月30日までの収入・支出の状況) ■領収書 PDF化して添付・提出(必須) ■参考資料 下期分の助成金の送金は、「中間報告書」が期日までに提出されていることが条件となります。	必要となる書類については、『申請・報告書類』をご参照下さい。
8-3. 最終報告	助成を受けた団体は、 2023年4月30日(日)17:00(時間厳守のこと)までに「最終報告書」(任意様式の要約書、及び詳細)を提出してください。 なお、「最終報告書」には必ず以下の項目を記載して下さい。 ■報告書サマリー(事業報告と収支報告(必須)) ■事業報告(4月1日～3月31日までの活動実績、動画なども含めてください(必須)) ■収支報告(4月1日～3月31日までの収入・支出の状況) ■領収書 PDF化して添付・提出(必須) ■参考資料	必要となる書類については、『申請・報告書類』をご参照下さい。
8-4. 提出先	書類は全て、資金管理システムにより提出してください 【注意】 報告書は、また、基金管理システムに添付できる資料容量は1ファイル当たり最大25MBとなります。	提出方法は『利用者マニュアル』をご確認ください
8-5. 照会先	ユーザー登録後は、基金管理システムの”メッセージ交換”メニューより、基金受託者(三井住友信託銀行)・基金委託者(経団連自然保護協議会)への各種照会／連絡手続きが可能です。ご利用願います。 (1)募集要項、申請・報告等に関する事項は、受託者(三井住友信託銀行)宛にご照会下さい。 (2)その他自然保護活動一般に関する事項は、委託者(経団連自然保護協議会)宛にご照会下さい。	
8-6. 現地視察等	助成対象活動の遂行状況および成果確認のため、必要に応じて現地の視察をさせて頂く場合があります。 又、助成対象団体には、経団連自然保護協議会・基金共催の講演会等で、成果発表をお願いする場合があります。	
9. 個人情報保護		
9-1. 利用目的	申請者から提供頂いた個人情報は、助成対象活動の選考および助成実施、主務官庁検査の目的のみに使用します。 なお、助成対象活動の成果等は、経団連自然保護基金ホームページ等で公表する場合があります。	
9-2. 第三者提供	利用目的を達成するために、申請者の個人情報を外部委託先に提供する場合は、適切な委託先を選定するとともに、個人情報が安全に管理されるよう適切に監督します。	

公益信託経団連自然保護基金 2022年度助成プロジェクト募集要項

項目	内容	備考
10. その他	10-1. 外部委託	助成対象活動の全部を第三者に委託することは認められません。 なお、一部を委託する場合でも、助成金の概ね10%以上を業務委託費に充当することは認められません。
	10-2. 助成金の返還	以下に該当する場合は、助成金の一部又は全部の返還を求めることがあります。 (1)申請書に虚偽の申告があった場合。 (2)助成金を対象外の活動に使用した場合。 (3)事業計画変更の連絡を怠った場合。 (4)事業年度終了後に余剰金が生じた場合。 (5)予定の活動を遂行できなかった場合。 (6)「反社会的勢力ではないことの表明・確約に関する同意」に掲げる反社会的勢力に該当することが判明したとき 尚、助成期間中、及び助成終了後1年以内に、助成金の使途や余剰金の返還に疑義が生じた場合は、受託者は申請者に対し、助成金の使途の調査や証票類の確認を行う場合があります。報告書の関係書類の保管をお願いいたします。